

香川県条例第45号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～414 略				1～414 略			
415 家畜人工授精 師免許証又は家畜 人工授精所開設許 可証の書換交付手 数料	略			415 家畜人工授精 師免許証書換交付 手数料		1件	1,710円
416 家畜人工授精 師免許証又は家畜 人工授精所開設許 可証の再交付手 数料	略			416 家畜人工授精 師免許証再交付手 数料		1件	1,710円
417～598 略				417～598 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。